

室蘭港港湾 BCP (事業継続計画)

とるべき行動

- 1.身の安全の確保
- 2.避難(高台、高い建物)
- 3.職員や家族の安否確認
- 4.通信設備等の確保
- 5.状況把握(津波情報等)
- 6.二次災害の防止(ガス栓の遮断等)

室蘭港 BCP の発動要件(自動発動)

震度 5 弱以上の地震及び津波警報、大津波警報の発令した場合、また、台風、暴風雪、高潮、工場火災等によって室蘭港の事業継続に大きな影響が発生した場合(港湾管理者から通知)

1.室蘭港における状況把握

①被災状況の収集、施設点検 ②障害物への応急措置

2.被災状況報告

発動後3時間以内に報告(津波警報等により事務所に近づけない場合は随時)

- ① 施設・機材等の被災状況
- ② 流出油及び漂流物、飛散等の状況
- ③ 操業の可否
- ④ ライフラインの使用可否、代替事務所など

3.BCP 協議会 参集・体制設置

緊急物資の輸送の機能低下抑制及び早期機能回復を最優先に対応する。

確認事項・確認先

- 1.自らの負傷状況の伝達(職場・家族)
- 2.安全性の確認(再避難の必要はないか?)
- 3.避難者・避難状況の確認(避難所の連絡版)
- 4.被災状況の確認
- 5.建屋、電気、通信、水道などのライフライン状況
- 6.燃料の確認(種類、在庫量)
- 7.機能継続のために対応可能職員の把握と情報収集
- 8.協議会事務局への連絡

1.防災に関する情報入手先

港湾の広域連携における防災関連情報

「北海道開発局ホームページ」→「港湾・空港」→「港湾の広域連携における防災関連情報」

北海道道路情報

「北海道開発局ホームページ」→「道路」→「北海道地区道路情報」

2.被災状況の報告先

室蘭港港湾 BCP 協議会事務局(室蘭市港湾部)

T E L:0143-22-3191

F A X:0143-22-6069

M a i l:port@city.muroran.lg.jp

室蘭港港湾 BCP 情報連絡シートは、下記からダウンロード可能です。

「室蘭市ホームページ」→「港湾」→「室蘭港港湾 BCP について」